

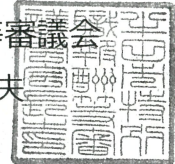


令和5年12月27日

半田市長 久世孝宏様

半田市特別職報酬等審議会

会長 中 埜 喜 夫



半田市特別職の報酬等について（答申）

本審議会は、令和5年12月13日付けで貴職より半田市特別職の報酬等改正に関する諮問を受けたので、広範な角度から慎重に審議を重ねたところ、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 報酬額等について

市長、副市長及び教育長の給料の額、並びに議会の議員の議員報酬の額については、次に掲げる額が適当と判断する。

市 長	1, 0 6 1, 0 0 0 円	（据え置き）
副市長	8 7 3, 0 0 0 円	（据え置き）
教育長	7 7 4, 0 0 0 円	（据え置き）
議 長	5 4 7, 0 0 0 円	（据え置き）
副議長	4 9 6, 0 0 0 円	（据え置き）
議 員	4 6 0, 0 0 0 円	（据え置き）

2. 審議経過

審議に際し、考慮した社会経済情勢及び半田市を取り巻く現状については以下のとおりである。

【社会経済情勢及び人事院勧告について】

○令和5年11月の内閣府による月例経済報告は、「景気は、一部で足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、先行きについても「雇用・所得環境が改善する下で、各

種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としているが、企業の倒産件数は増加傾向が続いている。

- 中小企業庁の中小企業景況調査報告書によると、令和 5 年 10 月から 12 月期の中小企業の業況判断 D I は 2 期連続で低下している。
- 令和 5 年の人事院勧告では、民間給与との較差 3,869 円を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置きつつも、全世代で月例給を引き上げることとしている。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給状況等を踏まえ、特別職、職員ともに 0.10 月分の引き上げとしている。
- 愛知県の最低賃金（時間額）は、令和 5 年 10 月 1 日に 986 円から 1,027 円に引き上げられた。

【半田市の財政状況等について】

- 令和 4 年度の財政力指数は 3 年平均、単年ともに 0.96 で普通交付税の交付団体となっているが、全国平均は 0.49（3 年平均）であることから、全国的には高い水準である。
- 地方債等残高（土地開発公社分を含む）は、最も多かった平成 15 年度には約 955 億円だったが、令和 4 年度末には約 265 億円となり、令和 5 年度末は約 388 億円を見込んでいる。なお、令和 5 年度末に地方債等残高が増加する主な要因は、新病院建設事業と新学校給食センター建設事業に伴う地方債の発行を予定しているためである。
- 令和 4 年度普通会計決算における経常収支比率は 82.9%で全国平均が 92.2%であることから、全国的には財政構造の弾力性は高い水準で確保されている。
- 税収は、令和 3 年度決算では、国が実施した軽減措置も含めて、新型コロナウイルス感染症による影響で大幅な減収となったが、令和 4 年度決算は回復傾向にあり、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の推移としては基本的に堅調である。
- 人口は平成 22 年度までは年々増加傾向であったが、平成 22 年度をピークに減少傾向になり、平成 28 年度からは外国人の増加に伴い再び微増に転じたが、令和 2 年度から再度減少傾向となっている。

【市長、副市長及び教育長の給料の現状】

- 今年度の給料水準は、知多 5 市の中では、市長が 3 番目、副市長が 2 番目、教育長が 4 番目であり、県内類似団体 5 市の中では、いずれも 3 番目となっている。また、年収ベースで見ると、愛知県下 37 市の中では、市長が 13 番目、副市長が 12 番目、教育長が 12 番目となっており、県下における人口や財政規模からは妥当な水準である。
- 市長、副市長及び教育長の給料の額について、いずれも令和 2 年度から据え置きが続いている。

【議員報酬の現状】

- 今年度の議長、副議長及び議員の報酬額は、知多 5 市の中では、いずれも 2 番目に位置しており、県内類似団体 5 市の中では議長が 5 番目、副議長が 4 番目、議員が 4 番目となっている。また、年収ベースで見ると、愛知県下 37 市の中では、議長が 14 番目、副議長が 14 番目、議員が 13 番目となっており、県下における人口や財政規模からは妥当な水準である。
- 議長、副議長及び議員の報酬額について、議長と副議長は令和 2 年度から、議員は平成 31 年度から据え置きが続いている。

以上の状況を踏まえ審議を行った結果は以下のとおりである。

【審議会としての意見】

《市長、副市長及び教育長の給料について》

市長、副市長及び教育長の給料の額については、平成 26 年度以降、市政運営や財政状況、県内各市の給料月額や財政指標等を勘案し、答申に基づき着実に引き上げてきたことにより、県内における特別職の年収順位が改善され、現在は妥当な水準に位置づけられている。

新市長が就任をされ二年半で、健全な財政状況に加え、中心市街地の活性化や子育て施策における新たな試みなど、施策の方向性、進捗は評価に値する。社会情勢においても賃上げの流れがあるなか、引き上げのベースは醸成されていると認識するものの、物価高騰や中小企業の厳しい状況などを含めた市民の意識を考慮すると、市長の給料を据え置くことが妥当であり、副市長、教育長についても市長と同様に据え置きとするとの意見で一致した。

審議会の結論としては、市長、副市長及び教育長の給料の額は据え置きとする。市長を始め特別職は真摯に市政に取り組んでおり、今後の施策とその効果に期待が持てるものの、ボーナスに関しては引き上げられることもあって、令和 5 年度の審議会としての判断は、市民の意識を重視し据え置きが妥当であるとの結論に至った。

なお、施策効果を市民が実感できるよう、スピード感のある施策展開と子育て施策に一層の努力を期待する。

《議員報酬について》

市議会としての活動だけでなく、地域での活動も含め、議員活動を精力的に行っていることは評価できるが、特別職の給料について市民の意識を重視して据え置きの判断をしたことから、議長、副議長及び議員の報酬の額についても据え置きが妥当であるとの意見で一致した。

審議会の結論としては、特別職と同様、ボーナスは引き上げられることもあって、議長、副議長及び議員の報酬の額は据え置きとする。

3. 審議会開催

第1回 令和5年12月13日(水) 10時30分～12時00分

第2回 平成5年12月27日(水) 10時30分～12時00分